

平成16年2月26日

各 位

会 社 名 ミサワホームホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 水谷 和 生
(コード番号 1722 東証・大証・名証第1部)
問 合 せ 先 執行役員経営戦略部長 酒 井 征 二
(TEL.03-3349-8359)

無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

ミサワホームホールディングス株式会社(代表取締役 水谷和生)は、本日(平成16年2月26日)開催の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 ミサワホームホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社 債 総 額 金25億円
3. 各 社 債 の 金 額 金1億円の1種
4. 社 債 券 の 形 式 無記名式とする。
なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利 率 本社債には利息を付さない。
6. 発 行 価 額 額面100円につき金100円。
ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7. 償 還 価 額 額面100円につき金100円。
ただし、繰上償還の場合は第13項第(2)号乃至第(4)号に定める価額による。
8. 申 込 期 間 平成16年3月15日
9. 払 込 期 日 平成16年3月15日
10. 募 集 の 方 法 第三者割当ての方法により、野村證券株式会社に全額を割当てる。
(本件は、割当先証券会社の顧客基盤から生ずる豊富なオーダーフロ
ー等を利用し、新株予約権を円滑に行使することにより、資本の充実
を図ることを意図したものである。)
11. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理会社の不設置
本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

13. 償還の方法および期限

- (1) 本社債の元金は、平成18年3月15日にその総額を償還する。
- (2) 当社は、平成18年2月12日までに当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき次の金額で繰上償還する。
平成16年3月16日から平成17年3月15日までの期間については金101円
平成17年3月16日から平成18年3月14日までの期間については金100円
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1金曜日（ただし、第1金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。）までに事前通知を行った上で、当該月の第3金曜日（ただし、第3金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金102円で繰上償還することができる。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、毎月第2金曜日（ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。）までに、事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第16項記載の償還金支払場所に提出することにより、当該月の第4金曜日（ただし、第4金曜日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日とする。）にその保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金99円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当社に対して請求する場合は、本新株予約権付社債券の提出に代えて、当社の定める請求書（以下「繰上償還請求書」という。）に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第18項に定める登録機関を経由して、これを償還金支払場所に提出することができる。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (6) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付する本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計25個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の発行価額および新株予約権の発行価額を無償とする理由
無償とする。
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、社債と新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、新株予約権の価値と、社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類および数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行したまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号記載の転換価額（ただし、本項第(9)号または第(10)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成16年3月16日から平成18年3月14日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が第13項第(2)号もしくは第(3)号により本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第13項第(4)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券（登録をした本新株予約権付社債に係る本社債を繰上償還する場合は、繰上償還請求書）が第16項記載の償還金支払場所に提出された時以後本新株予約権を行使することができない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(6) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初160円とする。

(8) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成16年2月26日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

(9) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の95%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）が、当該決定日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は、決定日の翌取引日以降、決定日価額に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(10)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の転換価額が64.0円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(10)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。

(10) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で当社の普通株式を発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社の普通株式の分割もしくは併合または当社の普通株式の時価を下回る

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合その他一定の事由が発生した場合にも適宜調整される。

(1 1) 本新株予約権の行使により発行される株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行される株式の発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げた額とする。

(1 2) 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

(1 3) 行使請求により交付された当社の普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

15. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債(商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。)に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

16. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

野村信託銀行株式会社

17. 行使請求受付場所

名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

18. 登録機関

野村信託銀行株式会社

19. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

20. 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

グループ各社の住宅事業強化のための事業資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配当等

(1) 利益配当に関する基本方針および配当決定に当たっての考え方

当社は、コア事業である住宅事業へ経営資源を集中投下し、事業競争力を飛躍的に向上させることを柱とする「MG新中期経営計画」を着実に遂行することにより、適正な内部留保の充実など財務体質の強化を図り、早期に配当できる企業体質の構築を図りたいと存じます。

(2) 過去3決算期間の配当状況等

当社は、平成15年8月1日設立のため該当する事項はありません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近(本日)の発行済普通株式総数に対する潜在株式数の比率は6.4%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権がすべて当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式数で除した数値であります。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成16年2月26日	49,999百万円	79,999百万円	第三者割当による優先株式発行

(3) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	-	-	-	126円
高 値	-	-	-	199円
安 値	-	-	-	115円
終 値	-	-	-	160円
株価収益率	-	-	-	-

(注) 当社は平成15年8月1日設立のため、平成16年3月期のみ記載となり、設立日から平成16年2月25日現在で表示しております。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

4. 割当予定先の概要

割 当 予 定 先 の 名 称		野村證券株式会社	
割 当 金 額 (額 面)		金 2,500,000,000 円	
払 込 金 額		金 2,500,000,000 円	
割当予定先 の 内 容	住 所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代 表 者 の 氏 名	執行役社長 古賀 信行	
	資 本 の 額	100 億円	
	事 業 の 内 容	証券業	
	大 株 主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当 社 と の 関 係	出 資 関 係	当社が保有している 割当予定先の株式の数	なし(注)
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	普通株式 203,500 株(注)
	取 引 関 係	主幹事証券	
	人 事 関 係	なし	

(注) 出資関係の欄は、平成15年12月8日現在のものです。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

平成16年2月26日

各位

ミサワホームホールディングス株式会社

「優先株式発行による資本増強完了」及び
「新株予約権付社債の発行」について

1. 優先株式（1,000億円）発行による資本増強完了について

平成16年1月29日開催の取締役会において決議いたしました「第三者割当てによる優先株式の発行」について、平成16年2月25日に引受先である株式会社UFJ銀行様より増資払込みが完了し、本日付けで新株式を発行いたしました。

発行済株式数については、次のとおりとなります。

	発行済株式総数	うち普通株式数	うち優先株式数
増資前（平成16年2月25日現在）	300,967,146株	242,634,146株	58,333,000株
増資後（平成16年2月26日現在）	467,631,146株	242,634,146株	224,997,000株

2. 新株予約権付社債（25億円）の発行について

本日発行を決議いたしました新株予約権付社債につきましては、野村證券様に全額割当ての予定であります。

ミサワホームグループでは、コア事業である住宅事業へ経営資源を集約し、事業競争力を飛躍的に向上させることを柱とする「MG新中期経営計画」を策定し、資本増強策として優先株式を発行するとともに、財務体質・事業構造の強化を図るための諸施策を実施しております。

また、営業面では、地域の顧客ニーズに合った商品開発に、より一層注力するとともに、三大都市圏においてディーラー（住宅販売子会社）の統廃合による効率化を進める一方で、大幅に営業人員の強化を目指すなど、住宅事業強化に向けた諸施策を実施しております。

これらの計画に対して野村證券様から評価を得られたことが、今回の新株予約権付社債の発行につながったものであると考えております。

今回の調達資金は、今春発売予定の新商品の拡販、営業人員の増強、戸建分譲の強化など、ミサワホームグループ各社の住宅事業強化（売上拡大）のための事業資金として有効に活用してまいりたいと考えております。

以上